今後の金融行政の方向性

-資産運用立国の実現に向けて-

第16回ETFコンファレンス

2024年６月５日（水） 金融庁長官　栗田 照久

資産運用立国のコンセプト

○ 「**成長と分配の好循環**」を実現し、我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげていく。

- 家計が、安定的な資産形成に向け、より多くの資金を貯蓄から投資に向ける。
- 企業が、その資金を成長投資に回し、企業価値を向上させる。
- その恩恵が資産所得という形で家計に還元され、更なる投資や消費に繋がる。

○ このため、**家計**、金融商品の**販売会社**、**企業**、**資産運用会社**、**アセットオーナー**など、投資に関与する各主体をターゲットとした取組を進めていく（各主体に向けた取組全体が資産運用立国に向けた取組）。

資産運用立国実現プラン（2023年12月13日）

（今般策定した③に加え、①②も内包）

③ 資産運用業・アセットオーナーシップ改革

資産運用業の高度化や
アセットオーナーの機能強化

販売会社（銀行・証券）、アドバイザーによる顧客本位の業務運営の確保

① 資産所得倍増プラン
（2022年11月）

② コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム（2023年４月）

家計の安定的な資産形成
（NISAの抜本的拡充・恒久化や金融リテラシーの向上）

企業の持続的な成長
金融・資本市場の機能の向上

家計金融資産の推移

○　米国・英国では、20年間で、家計金融資産が3.1倍、2.0倍へと伸びている。
○　一方、日本では1.5倍の増加に留まっている。

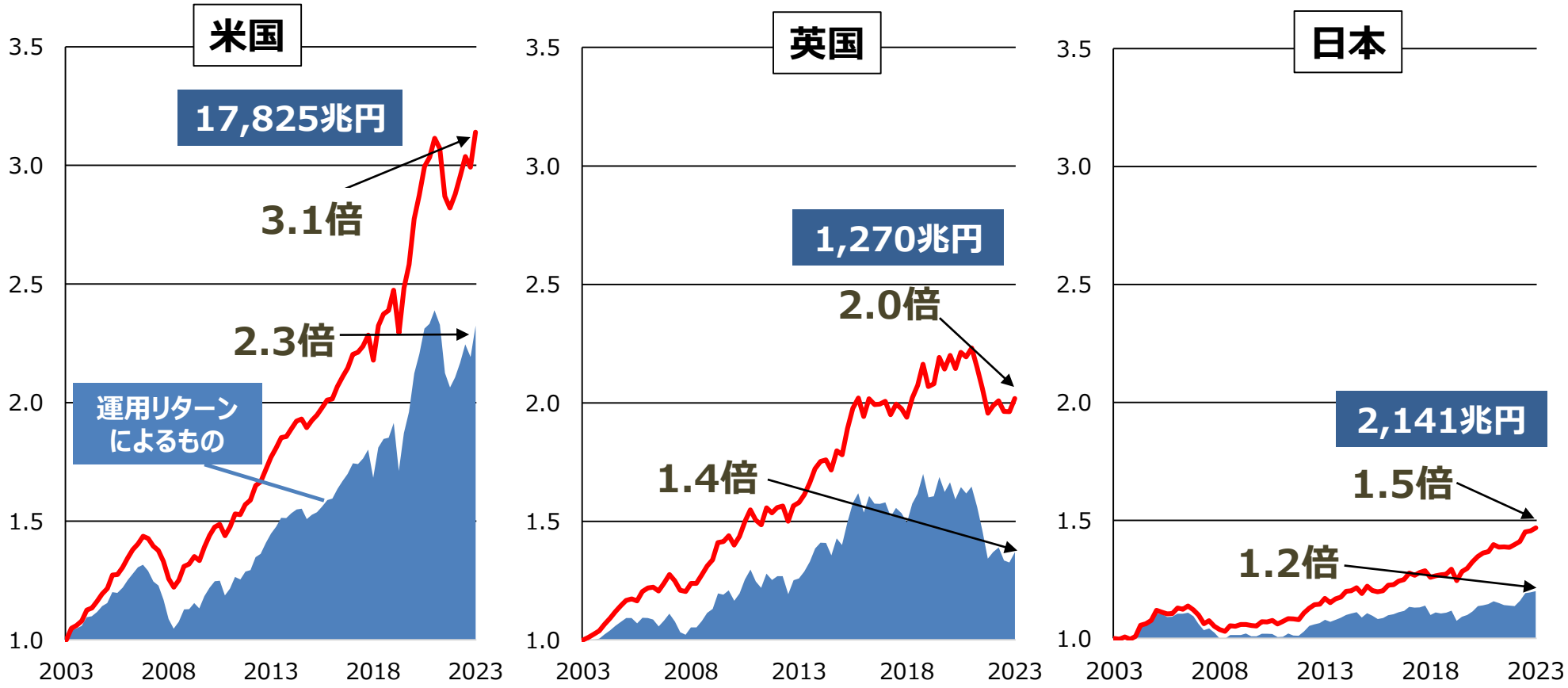

家計金融資産の推移
うち運用リターンによる家計金融資産の推移

（注１）上記の運用リターンによる資産の伸びは、資産価格の変動による伸びから算出しており、利子や配当の受取りを含まない。
（注２）対象期間は、2003年12月末～2023年12月末。23年12月末の為替レートで換算（１ドル＝150円、１ポンド＝183円）。
（出所）日本銀行、FRB、ONSにより金融庁作成。

家計金融資産の構成（2023年12月末時点）

○　日本では、家計金融資産に占める現預金の割合が大きい。更なる資産運用の伸長の余地がある。

家計金融資産と現預金の推移

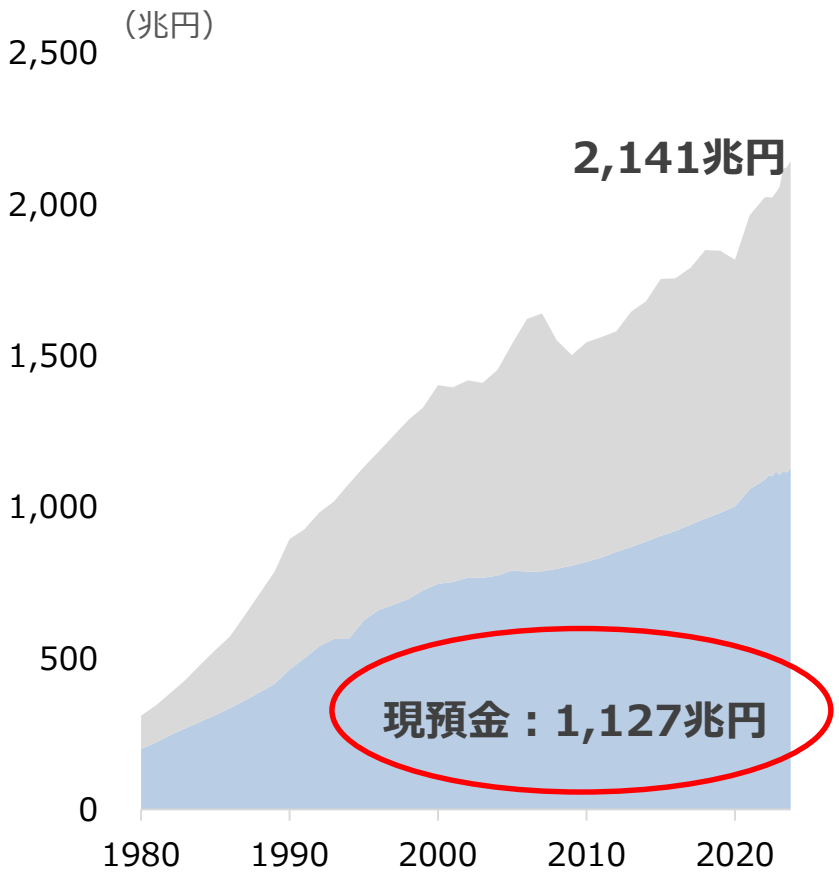

家計金融資産ポートフォリオの各国比較

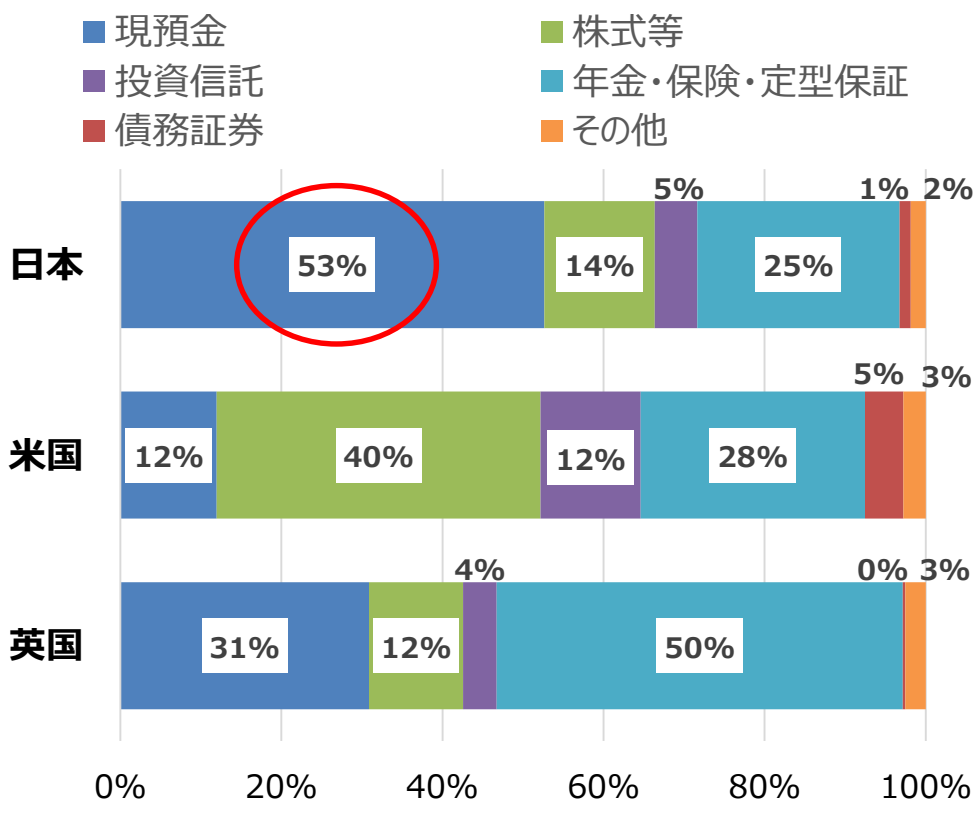

（注１）各国の「年金・保険・定型保証」には、私的年金（積立方式）に係る年金受給権は資産として計上されているが、公的年金（賦課方式）に係る年金受給権は計上されていない。
（注２）日本の「株式等」「投資信託」「債務証券」の残高には、日本銀行「資金循環統計」における「対外証券投資」（非居住者発行株式、外国籍投信及び非居住者発行債券の合計）の残高を按分した推計値を含めている。
（出所）日本銀行、FRB、ONSにより金融庁作成

家計に向けた取組

新しいNISA①

○　NISA制度を抜本的に拡充、恒久化。**2024年１月から新しいNISAが開始**。

○　新しいNISAは、個々人のライフプランやライフステージに応じて、**若年期から高齢期に至るまで、安定的な資産形成に向け、柔軟にご活用いただける制度**。

	つみたて投資枠	併用可 成長投資枠
非課税保有期間	無期限	無期限
制度 （口座開設期間）	恒久化	恒久化
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有限度額 （総枠）	1,800万円	
		1,200万円(内数)
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上	18歳以上

新しいNISA②

○ NISA口座数は昨年12月末で**2,100万口座を突破**。制度の更なる普及・活用促進に努めていく。

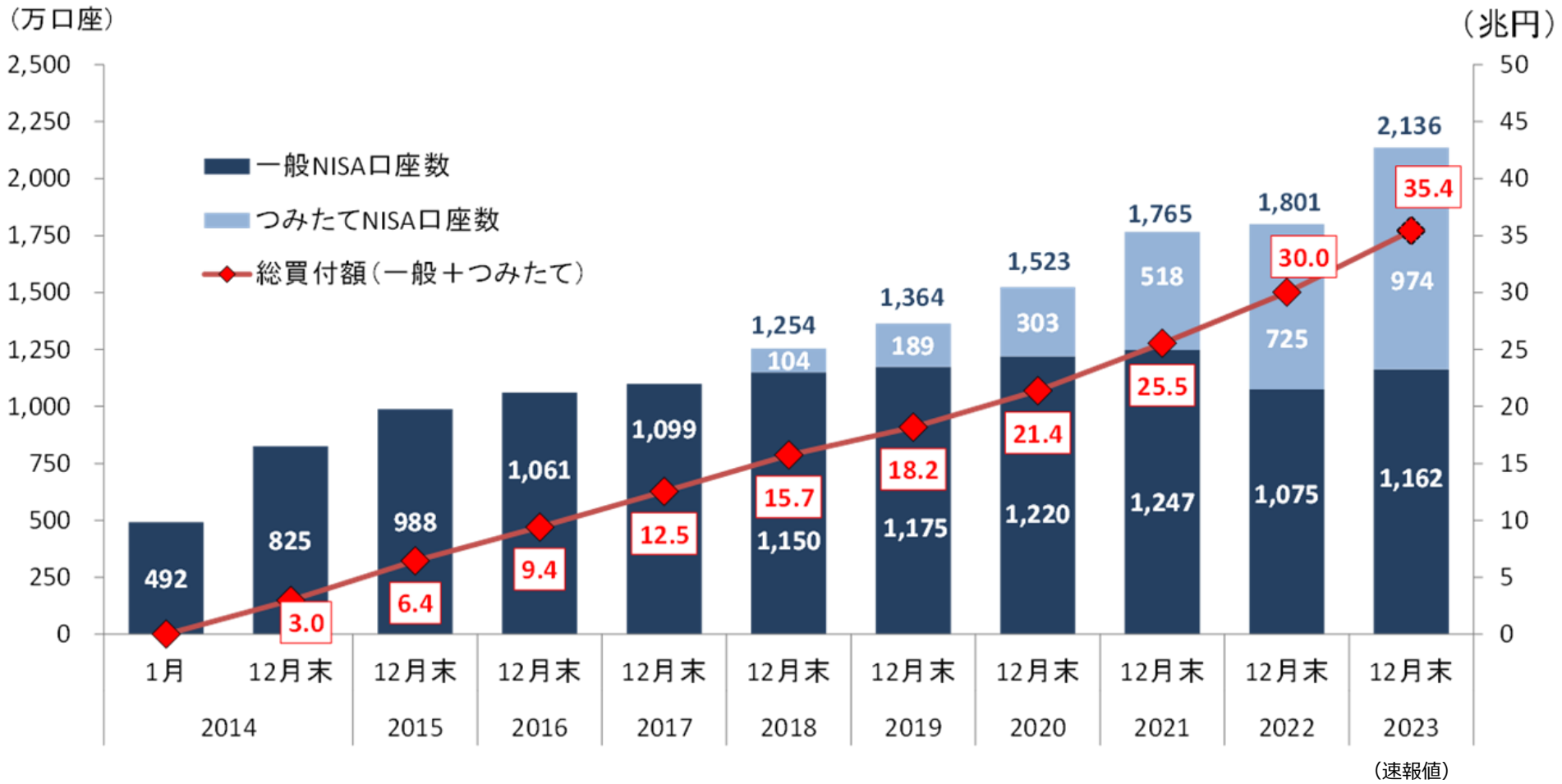

（速報値）

（日証協調査）証券会社10社における１月～４月のNISA口座の状況①

- 証券会社10社（大手5社・ネット5社）の2024年1～4月におけるNISA口座開設件数は約197万口座であり、2023年1～4月におけるNISA口座数開設件数 約69万件と比較すると、約2.8倍に増加している。
- 2024年1～4月における買付額は、成長投資枠 約4.6兆円、つみたて投資枠 約1.1兆円であり、2023年1～4月における買付額と比較すると、成長投資枠で約3.1倍、つみたて投資枠で約3.0倍に増加している。

（2023年1～4月の口座開設件数及び買付額は、2023年3月末時点の値に、2023年4～6月の1か月平均の値を合算することにより推計）

NISA口座開設件数（累計）

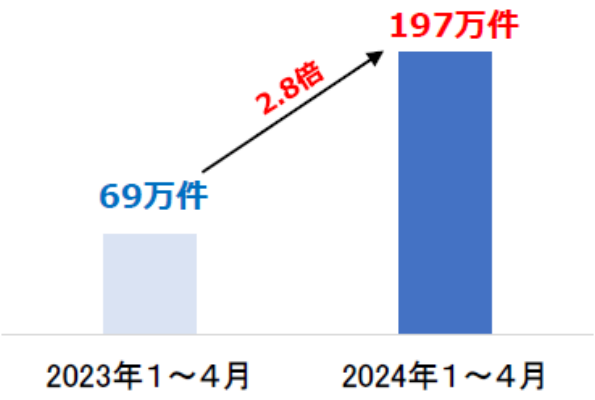

成長投資枠での買付額（累計）

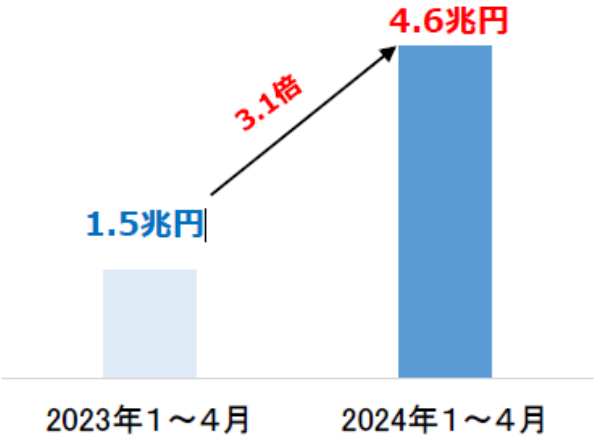

つみたて投資枠での買付額（累計）

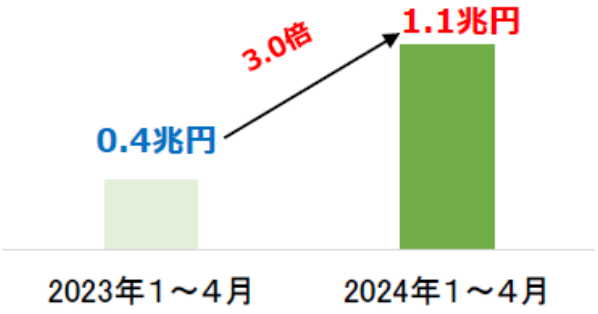

（注）1. 成長投資枠は2023年の一般NISA、つみたて投資枠は2023年のつみたてNISAとの比較。
2. 増減比は実数値を用いて算出しているため、端数処理されたグラフ中の数字を用いた計算結果とは合わない場合がある
3. 2023年の一般NISAにおける買付額にはロールオーバーによる受入額を含む。

（日証協調査）証券会社10社における１月～４月のNISA口座の状況②

- 証券会社10社での2024年１～４月のNISA買付額のうち、81%は成長投資枠で買付けがされている。成長投資枠においては株式のほか、様々な投資信託の買付けも行われており、投資家のニーズに合わせて2つの枠が柔軟に活用されている。
- また、NISA買付額のうち45%は国内株の買付けであり、制度趣旨である「成長資金の供給」の役割も担っている。

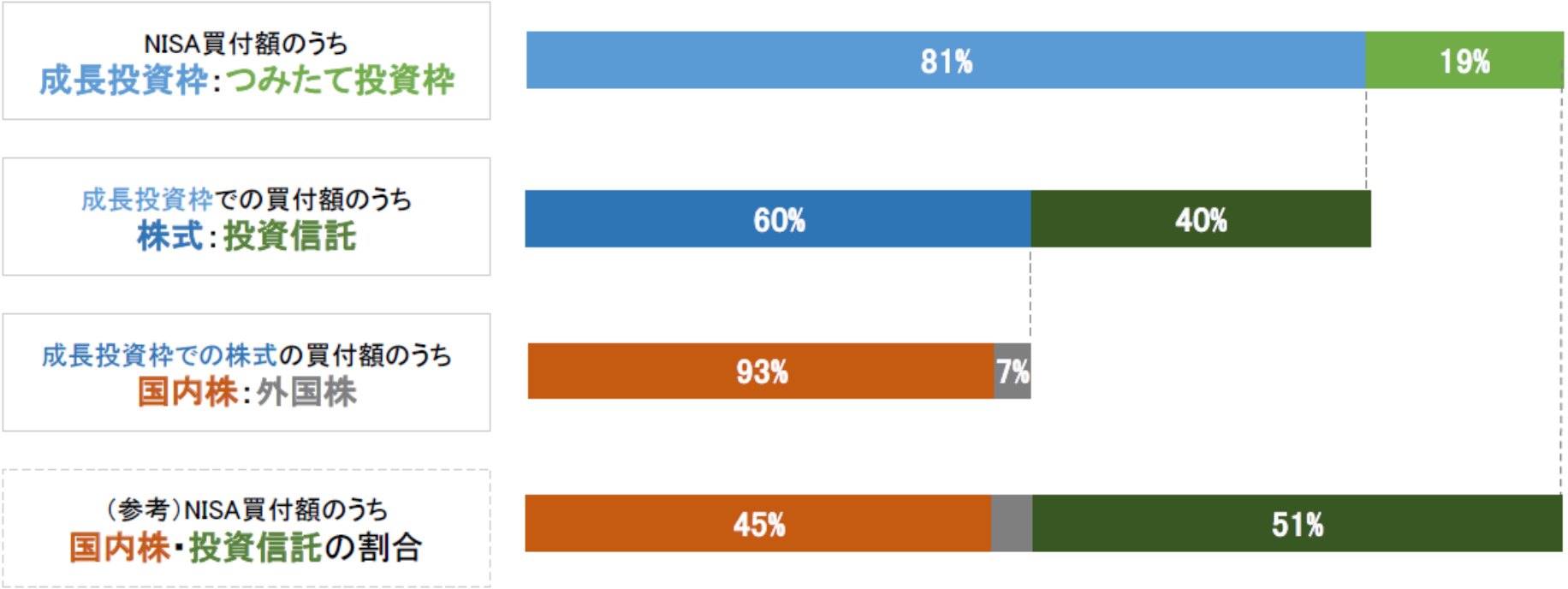

（注）「株式」、「国内株」にはETF、REITを含む。
ETF、REITの内外の内訳は把握できていない。

金融経済教育

○ **金融経済教育推進機構（J-FLEC）**を本年４月に設立。８月に本格稼働させる予定。

○ 国全体として、中立的な立場から金融経済教育を推進。

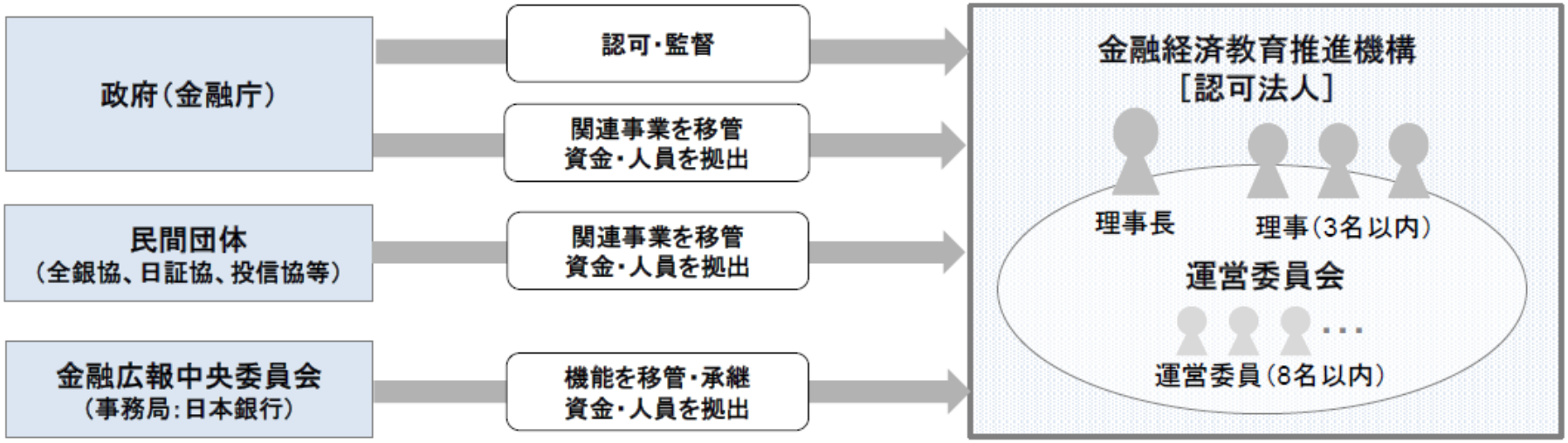

※ 都道府県金融広報委員会、日証協地区協会、各地銀行協会等の地方組織と連携。

【主要な事業】

1. **講師派遣事業**
   - 官民一体となって、「学びの場」づくりを強化。
2. **イベント・セミナー事業**
   - 企業の従業員向けセミナーの充実。
   - 学校・教員支援の強化。
3. **個別相談事業**
   - 「家計管理」「生活設計」「資産形成」等に関し、個人の状況に応じたアドバイスを提供。
4. **認定アドバイザー事業**
   - 特定の金融事業者・金融商品に偏らないアドバイスを行うアドバイザーを認定・公表・支援。

安定的な資産形成の支援に関する基本方針（令和6年3月15日閣議決定）の概要

（注）正式名称は「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」

Ⅰ　国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向

■ 国民の安定的な資産形成は、**個々人の幸福や厚生を実現するために不可欠**。その支援は、**「成長と分配の好循環」**や、**公正で持続可能な社会の実現**にも資する。
■ このためには、**インベストメント・チェーンの各主体が十分にその機能を発揮する必要**。地公体や民間企業と連携し、**国全体として総合的に取組を進める必要**。
■ 取組を進める際には、経済・社会情勢の変化が個人の生活・経済事情に影響を与える点に鑑み、**多様な資産形成の在り方に配慮した環境の整備が重要**。

Ⅱ　国民の安定的な資産形成の支援に関する施策

1　国民の安定的な資産形成の支援に資する制度の整備

- **NISA**について、**官民連携による積極的な広報**を展開。**利用者利便の向上等**や、利用者保護の観点から**金融機関に対するモニタリング**を実施。**令和9年末時点でNISA口座数3,400万口座、買付総額56兆円を目指す**。
- **iDeCo**について、**拠出限度額の引上げ、加入可能年齢の上限の引上げ等**を検討。
- 機構において、**顧客の立場に立ったアドバイザーを見える化・支援**。

2　国民の安定的な資産形成の支援に資する制度の利用の促進

- 顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢の構築について、金融事業者をモニタリング（**顧客本位の業務運営の確保**）。
- 大手金融機関グループの資産運用ビジネスについて、顧客の最善の利益を勘案した運営体制やガバナンス体制の構築、その実効性確保を促進。日本独自のビジネス慣行や参入障壁を是正するほか、特定の地域において金融・資産運用サービスを集積し、高度化と競争力強化を促進等（**資産運用業の改革**）。
- アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）を策定（**アセットオーナーシップの改革**）。
- この他、**「資産運用立国実現プラン」に着実に取り組む**。

3　国民の安定的な資産形成の支援に関する教育及び広報

- **令和10年度末を目途に「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」が米国並みの20%となることを目指す**。
- **「金融リテラシー・マップ」を参考に**、公的制度や消費生活の基礎、金融トラブル等、**広範な観点から取り組むことが重要**。
- **貯蓄と投資のバランスに留意**。安定的な資産形成に有効な**長期・積立・分散投資の意義について、普及・啓発**。
- **詐欺的な投資勧誘等による被害防止に必要な情報等を提供する仕組みを整備**。若年層への金融経済教育を強化。
- **消費者教育や社会保障教育と連携**。
- **職域での従業員向け教育の支援**や**私的年金等に関する広報**を展開。
- 学校現場を支援するため、**学校や教員研修等への講師派遣や教材提供等**を展開。
- 機構において、**教育活動を抜本的に拡充**するほか、個人の行動変容を促すため、**個人が気軽に相談できる環境を整備**。

4　国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究

- 国民の安定的な資産形成の実態等を継続的に把握。地公体や事業主を含め施策の実施状況や国内外の調査研究等に関する情報を収集。
- 国民の安定的な資産形成の支援に関する指標の在り方については引き続き検討。

Ⅲ　国、地方公共団体及び民間団体の連携及び協力

- **国、地公体、機構、民間団体等は、本基本方針の施策が全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力**するよう努める。
- 国は、地公体や民間団体と緊密に連携し、国全体の施策を推進。地公体や民間事業者を支援するため、情報提供等に努める。
- 地公体は、国との役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた施策を策定・実施。住民の身近な行政を総合的に実施する立場から、**地域特性に応じた手法や内容により地域住民の安定的な資産形成を支援**。
- **企業による雇用者の安定的な資産形成を支援する取組は、従業員エンゲージメントの向上に効果的かつ人的資本の戦略上も重要**であるため、**事業に支障のない範囲内における国や地公体、機構の取組等への協力**を求めつつ、中小企業を含め企業に対して国が支援。

Ⅳ　その他重要事項

- 施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、対策を見直し・改善。
- 国民の安定的な資産形成支援に関する状況の変化を勘案し、上記の「検証・評価」を踏まえ、**おおむね5年後を目途に、本基本方針の見直しを検討**。

金融商品の販売会社に向けた取組

顧客本位の業務運営

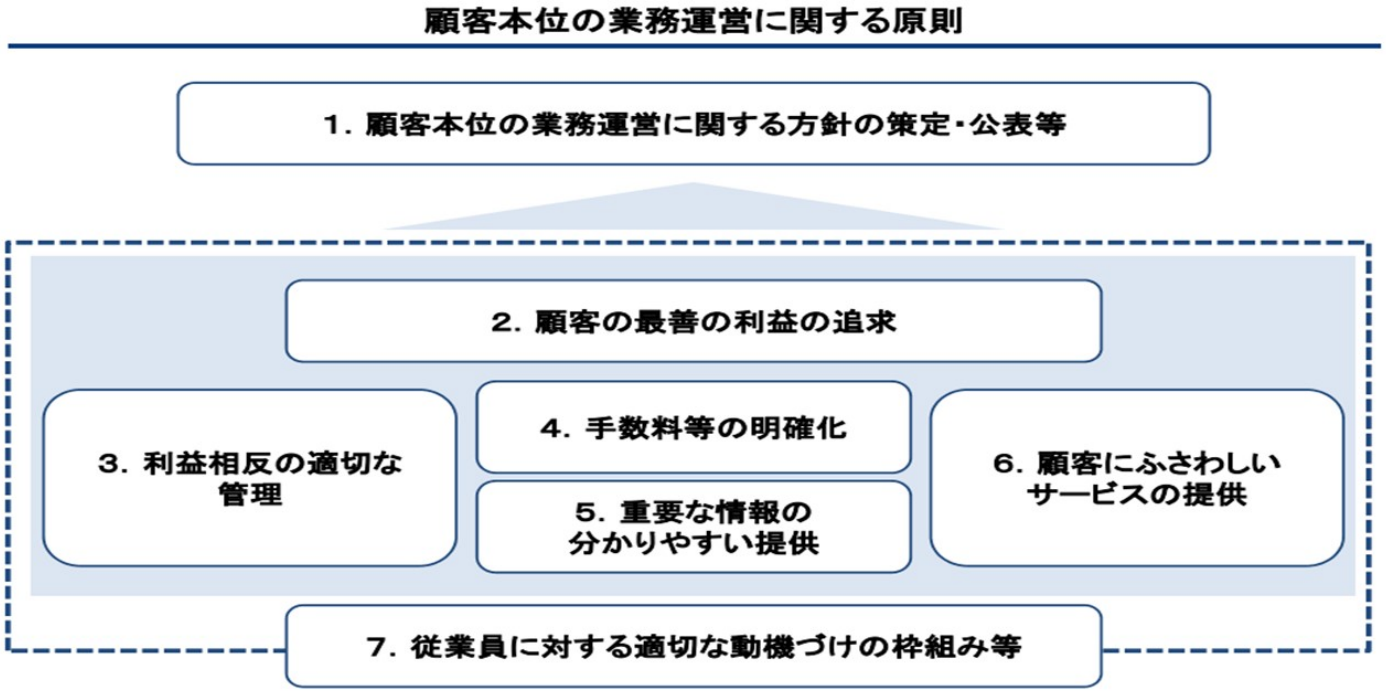

～2023事務年度金融行政方針～

- 金融機関において**顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているかについてモニタリング**を行う。特に、以下について重点的にモニタリングを行う。
  - ✓ リテールビジネスへの経営陣の関与状況
  - ✓ 顧客本位に基づく持続可能なビジネスモデルの構築状況
  - ✓ 「取組方針」の質の改善と営業現場への定着状況・動機付け
  - ✓ 業界規則等を踏まえた仕組債への対応状況、販売実績や苦情に照らして留意すべき高リスクの金融商品（例えば、仕組債や外貨建一時払保険等）の販売・管理態勢
  - ✓ 実効性ある検証・牽制態勢を含めたPDCAの実践状況
- 金融事業者に対して、顧客の最善の利益を勘案して誠実かつ公正に業務を遂行する義務を設けるとともに、家計の資産形成において重要な役割を担う企業年金等もその対象に加えることを内容とする、金融商品取引法等の一部を改正する法律案の成立を前提に（※第212回国会で成立）、顧客の最善の利益が確保されるよう**モニタリングのあり方について検討**を行う。

プロダクトガバナンスに関する基本的な考え方

製販全体としての顧客の最善の利益の実現

- プロダクトガバナンスは、個別の金融商品の内容といった組成のあり方に着目するだけではなく、これらの販売のあり方も視野に入れ、**製販全体として顧客の最善の利益の実現を目的**とするもの。特に、**組成会社・販売会社間で建設的なコミュニケーション**が行われることによって、**製販全体として顧客の最善の利益に向けて取り組むべき**である。

マーケットインの視点

- 想定顧客については、商品ありきでそれに適した顧客を考えるプロダクトアウトではなく、より良い金融商品を提供するための自社の理念に基づき、**顧客の真のニーズを想定し、そのニーズに応えるためにはどういう商品が必要か、というマーケットインで考える**ことが重要である。

「原則」の対象・プロポーショナリティ（釣り合いの取れた方法）

- 投資信託に限らず、債券等も含めた**金融商品を横断的にスコープに入れるべき**であり、特定の金融商品を排除するものではない。また、**商品の複雑さやリスクといった商品の特性等に応じて**、組成会社・販売会社は取組みを進めるべきである。

実効性の確保

- 組成会社・販売会社における情報連携は、顧客の最善の利益を実現するための実効性を高める観点から、**連携すべき内容について業界の共通認識を醸成**することが必要である。一方、**こうした情報連携はそれ自体が目的ではなく**、組成会社・販売会社においては、プロダクトガバナンスを実現するに当たって、何が顧客の利益になるかとの視点から、より良い金融商品の組成につながるよう、創意工夫ある取組みを進めるべきである。

取組み状況のフォローアップ

- 金融庁においては、**プロダクトガバナンスに関する取組み状況をフォローアップし、課題や好事例、取組みとして期待されるレベル感など分かりやすく示すべき**である。
- フォローアップをしていく中で、将来的に必要な場合にはルールベースの対応も視野に入れるべきである。

「顧客本位の業務運営に関する原則」に盛り込むべき事項（全体像）

- プロダクトガバナンスに関する原則を定めるに当たって、**「顧客本位の業務運営に関する原則」を補充するもの**として、以下の**５つの事項を盛り込むことが適当**ではないか。

補充原則案１　基本理念	経営者のリーダーシップの下、金融商品提供に関する理念の明確化
補充原則案２　体制整備	プロダクトガバナンスの実効性を確保するための体制整備、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理体制の整備
補充原則案３　金融商品の組成時の対応	金融商品の組成時における商品性の検証や想定顧客の特定、組成会社・販売会社間の情報連携の促進
補充原則案４　金融商品の組成後の対応	金融商品の組成後における商品性の検証、組成会社・販売会社間の情報連携による運用・商品提供等の改善
補充原則案５　顧客に対する分かりやすい情報提供	運用体制やガバナンス等に関する顧客への分かりやすい情報提供

企業に向けた取組

コーポレートガバナンス改革の実質化

○ 我が国企業・経済の成長のため、**我が国企業がより魅力的な投資先となる**ことが重要。

○ コーポレートガバナンス改革の趣旨に沿った実質的な対応を一層進展させるため、形式的な体制の整備ではなく、**企業と投資家の建設的な対話**の促進や、**企業と投資家の自律的な意識改革**を促進。

コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム（2023年4月）抜粋

企業の中長期的な企業価値向上に向けた主な取組

収益性と成長性を意識した経営

- 資本コストの的確な把握やそれを踏まえた収益性・成長性を意識した経営を促進する。
（事業ポートフォリオの見直しや、人的資本や知的財産への投資・設備投資など、適切なリスクテイクに基づく経営資源の配分等を含む。）

サステナビリティを意識した経営

- 女性役員比率の向上（2030年までに30%以上を目標）等、取締役会や中核人材の多様性向上に向けて、企業の取組状況に応じて追加的な施策の検討を進める。

企業と投資家との対話に係る主な取組

スチュワードシップ活動の実質化・法制度上の課題の解決

- スチュワードシップ活動における課題（リソース、インセンティブ、アセットオーナーの体制等）の解決に向け、運用機関・アセットオーナー等の取組を促進する。
- 大量保有報告制度における「重要提案行為等」「共同保有者」の範囲・実質株主の透明性・部分買付けに伴う少数株主保護のあり方について検討を進める。

東証の取組

○ 東証は、23年３月に、プライム・スタンダード市場上場企業に対して、**「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」**を要請。

現状分析	● 自社の資本コストや資本収益性を的確に把握 ● その内容や市場評価に関して、取締役会で現状を分析・評価
計画策定・開示	● 改善に向けた方針や目標・計画期間、具体的な取組みを取締役会で検討・策定 ● その内容について、現状評価とあわせて、投資者にわかりやすく開示
取組みの実行	● 計画に基づき、資本コストや株価を意識した経営を推進 ● 開示をベースとして、投資者との積極的な対話を実施

毎年（年1回以上）、進捗状況に関する分析を行い、開示をアップデート

（出所）「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」, 株式会社東京証券取引所 上場部 （2023年3月31日）

東証の要請に関する開示状況（2024年4月末時点）

◆ 「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」について、**２０２４年４月末時点**で、**プライム市場の６９％（１,１３２社）、スタンダード市場の２８％（４４４社）が開示**（検討中を含む）

➢ ２０２３年１２月末時点から、**プライム市場では＋２０ｐｔ（＋３１７社）、スタンダード市場では＋９ｐｔ（＋１４４社）**

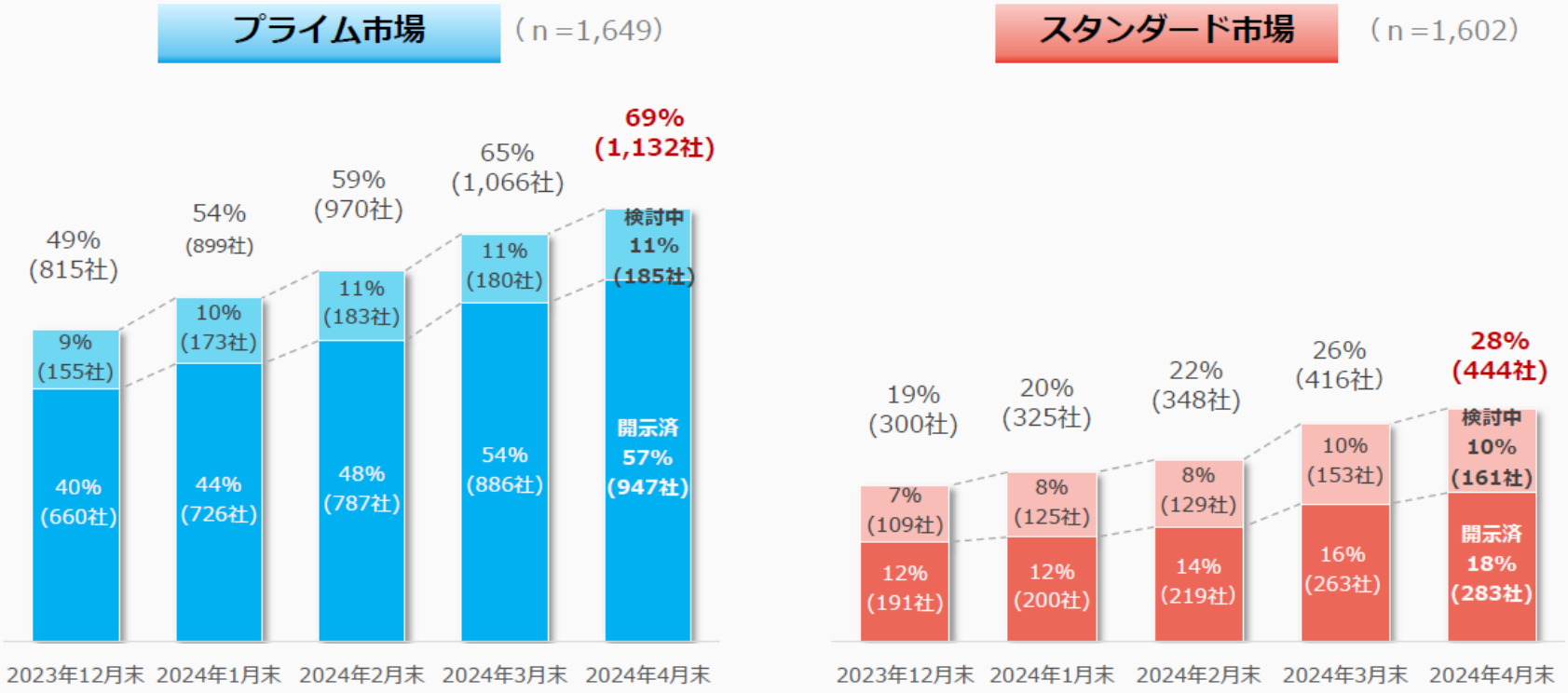

© 2024 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

（出所）「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する開示状況（2024年4月末時点）東京証券取引所　2024年5月21日

東証による英文開示の義務化

プライム市場における英文開示の拡充の内容

JPX

- 企業行動規範の望まれる事項として、プライム市場の上場会社は、**重要な会社情報について、可能な限り、日本語と同時に、英語で同一の内容の開示を行うよう努める**旨の努力義務を新設
- そのうえで、上場会社における実務上の負荷も鑑み、まずは、特に投資判断に与える影響が大きく、速報性が求められる開示情報として、**決算情報及び適時開示情報**について、企業行動規範の遵守すべき事項として**日本語と同時の英文開示を義務化**

【具体的な義務化の内容】

項目	想定される書類	開示のタイミング	留意事項
決算情報	・決算短信・四半期決算短信 ・決算補足説明資料	・日本語と同時（※）	・**全書類・全文について同時開示することが望まれる**が、日本語における開示の内容の**一部又は概要を英語により開示することでも可**
適時開示情報	・すべての適時開示項目		

※ 例えば、発生事実に係る開示など急遽対応が必要になる場合や、関係者との調整等により開示直前まで日本語による開示内容が定まらない場合であって、英語による同時開示を行おうとすると、日本語による開示の遅延が生じるときは、同時でなくても可（日本語を優先して開示）

【適用時期】

２０２５年４月１日以後に開示するものから適用

※ ただし、必要な体制整備に時間を要する企業も想定されることから、**具体的な実施予定時期を記載した書面を当取引所に提出している場合は、上記の適用を１年間猶予**（２０２５年３月下旬を目途に、書面の提出を行った上場会社の名称及び実施予定時期の一覧を当取引所のウェブサイトで公表予定）

- 英文開示は**日本語の開示の参考訳**と位置づけ（**内容の正確性は規則違反に対する措置の対象外**）

※ なお、英文開示自体を行っていない場合（書面の提出も行っていないときに限る）等は規則違反に対する措置（公表措置など）の対象

➢ **開示内容の充実や対象書類（有価証券報告書等）の拡大**などについては**継続検討**

© 2024 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

（出所）「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備の概要」（株式会社東京証券取引所、2024年2月26日）

コーポレートガバナンス改革の推進に向けた意見交換 総理発言（2024年４月３日）

本日は、世界を代表する、資産運用の経験やコーポレートガバナンスに関する知見を有する皆様方から、貴重な御意見を承りました。

皆様から頂いた日本市場への評価の高まりを確かなものとするために、コーポレートガバナンス改革を不断に強化していく必要があると考えています。

東京証券取引所から報告いただいたように、上場企業にＰＢＲ（株価純資産倍率）等の資本コストや株価を意識した経営の実現を要請し、今年から、対応を進める企業の一覧の公表を開始いたしました。

日本企業の稼ぐ力を更に強化するために、いまだ第一歩が踏み出せていない企業においても、投資家との対話を通じ、企業価値の向上に向けた取組を着実に実践に移すことが重要です。

さらに、コーポレートガバナンスの実質化に向けた環境整備を積極的に進めてまいります。来年４月からは、プライム市場上場企業に重要情報の英文開示を義務化いたします。また、先ほど御提言いただいたように、**企業と投資家の一層の対話の促進に向けて、より多くの企業において有価証券報告書の開示が株主総会前のタイミングになるよう、その環境整備**について、金融庁を中心に関係省庁と連携して検討を進めさせます。

金融庁及び東京証券取引所においては、こうした取組を反映して、**アクション・プログラムを今春にアップデート**し、着実な実践に向けた改革を進めてください。

最後になりますが、日本政府として、本日頂いた意見も踏まえ、継続してコーポレートガバナンス改革を推し進め、皆様の長期的な日本への期待にお応えしたいと思います。

（出所）首相官邸ウェブサイト https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202404/03ikenkoukan2.html

資産運用業に向けた取組

資産運用立国実現プラン（資産運用業・アセットオーナーシップ改革の分野）

1．資産運用業の改革

- 大手金融グループにおいて、**資産運用ビジネスの経営戦略上の位置づけ**のほか、**運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプラン**を策定・公表
- 資産運用会社が金融商品の品質管理を行う**プロダクトガバナンスに関する原則**の策定
- **日本独自のビジネス慣行や参入障壁**の是正（投資信託の基準価額に関する一者計算の促進など）
- **金融・資産運用特区**の創設
- **新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）**の策定・実施　※ EMP：Emerging Managers Program

2．アセットオーナーシップの改革

- アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（**アセットオーナー・プリンシプル**）の策定
- **企業年金の改革**（資産運用力の向上、共同運用の選択肢の拡大、加入者のための運用の見える化の充実など）

3．成長資金の供給と運用対象の多様化

- **スタートアップ企業等への成長資金の供給の促進**
- **オルタナティブ投資やサステナブル投資などを含めた運用対象の多様化**

4．スチュワードシップ活動の実質化

- PBR等を意識した**企業による計画策定・開示・実行の取組について、東証と連携しフォローアップ**
- 機関投資家と企業との対話の促進等のための**大量保有報告制度等の見直しを含む実質的なエンゲージメント**の取組の促進

5．対外情報発信・コミュニケーションの強化

- 世界の投資家のニーズに沿った形で資産運用業の改革を進めていくための**資産運用フォーラムの立ち上げ**

➡ 内閣官房等において、上記施策の**進捗状況を2024年６月目途に確認**。

銀行、保険、資産運用ビジネスの世界ランキング（資産額）

銀行

1	中国工商銀行	中
2	中国建設銀行	中
3	中国農業銀行	中
4	中国銀行	中
5	JPモルガンチェース	米
6	バンク・オブ・アメリカ	米
7	三菱UFJ FG	日
8	HSBC	英
9	BNPパリバ	仏
10	クレディ・アグリコル	仏
11	シティバンク	米
12	中国郵政儲蓄銀行	中
13	三井住友FG	日
14	みずほFG	日
15	交通銀行	中
16	ウェルズ・ファーゴ	米
17	サンタンデール	西
18	バークレイズ	英
19	ゆうちょ銀行	日
20	UBS	瑞

（出所） S&P World Global Market Intelligence “The world’s 100 largest banks, 2023”.より金融庁作成（2023年時点の総資産額の順位）

保険

1	アリアンツ	独
2	バークシャーハサウェイ	米
3	プルデンシャル	米
4	中国平安保険	中
5	中国人寿保険	中
6	アクサ	仏
7	リーガル＆ジェネラル	英
8	メットライフ	米
9	日本生命	日
10	マニュライフ	加
11	ゼネラリ	伊
12	AIG	米
13	LIC	印
14	日本郵政（かんぽ生命）	日
15	CNP	仏
16	第一生命	日
17	エイゴン	蘭
18	クレディ・アグリコル	仏
19	グレート・ウェスト・ライフ	加
20	アビバ	英

（出所） AM Best. "World's Largest Insurers".より金融庁作成（2021年時点のネットの非銀行資産額の順位）

資産運用

1	ブラックロック	米
2	バンガード	米
3	フィデリティ	米
4	ステート・ストリート	米
5	JPモルガンチェース	米
6	ゴールドマン・サックス	米
7	アリアンツ	独
8	キャピタル	米
9	アムンディ	仏
10	UBS	瑞
11	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	米
12	リーガル＆ジェネラル	英
13	インベスコ	米
14	フランクリン・テンプルトン	米
15	プルデンシャル	米
16	ティー・ロウ・プライス	米
17	BNPパリバ	仏
18	ノーザン・トラスト	米
19	モルガンスタンレー・インベストマネジメント	米
20	ナティクシス	仏

（出所）WTW(ウイリス・タワーズワトソン）The world’s largest 500 asset managersより金融庁作成（2022年末時点の運用資産額の順位）

資産運用業者数

○　日本の資産運用会社の新規参入は限定的。海外と比較して数も少ない。

資産運用会社数の推移

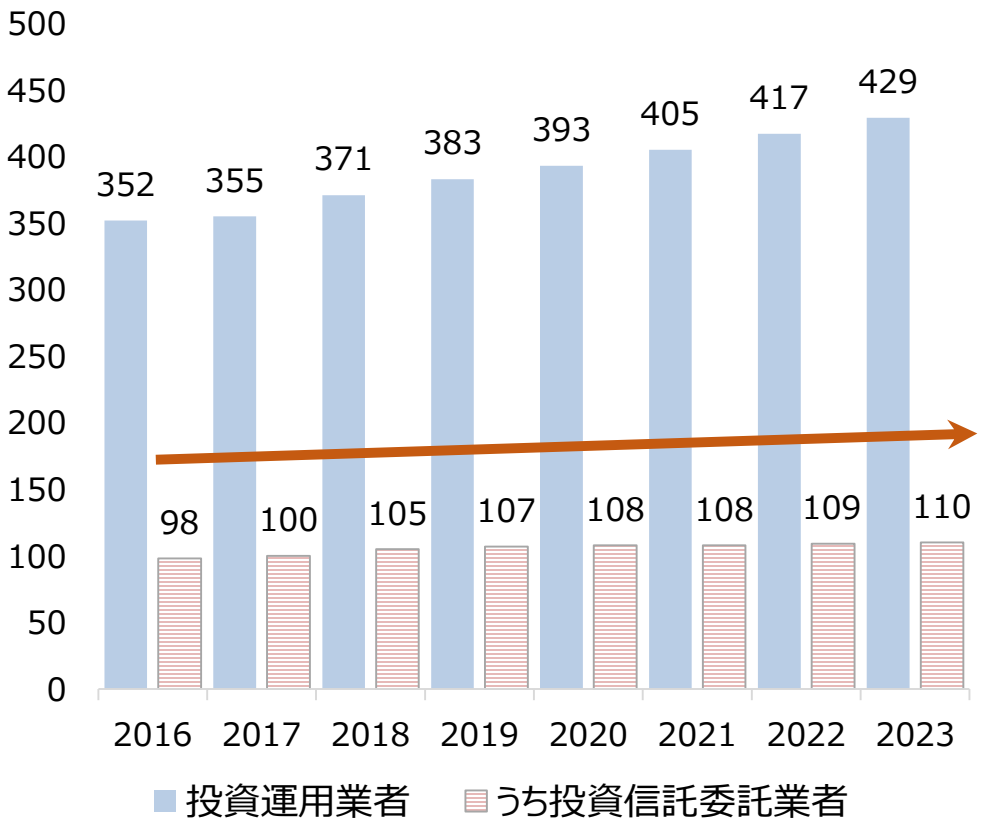

（出所）「金融庁の１年」各年６月末の数

家計金融資産と資産運用会社数

	家計金融資産額（兆円）	資産運用会社数（社）
米国	14,517	15,114
香港	458	2,106
シンガポール	212	1,175
英国	1,191	1,100
フランス	909	708
ドイツ	1,087	607
日本	2,141	429

（出所）各種資料より金融庁作成

大手金融グループ等の運用力向上プラン

○　大手金融グループに対し、①**グループ内の資産運用ビジネスの経営戦略上の位置付け**、②**運用力向上**、③**ガバナンス改善・体制強化**を図るためのプランの策定・公表を要請。これまで、**16の金融グループ等※が公表**。

※　三菱UFJ、三井住友、みずほ、三井住友トラスト、りそな、野村、大和、日本生命、第一生命、住友生命、明治安田、東京海上、ゴールドマンサックス、ブラックロック、JPモルガン、ステート・ストリート

① 経営戦略上の位置付け

■ 多くのグループが、資産運用業を**成長・注力分野**として、グループ内の**他の事業・機能**（銀行・証券等）**と並ぶ柱**として位置付け。同時に、**グループ総合力**（運用と他機能の一体的な運用）を強調する社も多い。

② 運用力向上

■ **運用対象・戦略の拡充**（特に、オルタナティブ分野、アクティブ運用）と、その実現に向けた、**グループ内外の運用知見の活用**（新興を含む外部運用会社等との提携・出資・買収等）、**人材の確保・育成**（採用：専門コース設定・中途採用、育成：海外トレーニー派遣、人事・処遇：中長期の業績に連動した報酬体系）等。

③ ガバナンス改善・体制強化

■ **プロダクトガバナンスの強化**（運用商品のレビュー、運用体制の開示等）、**経営トップ選任プロセスの透明化**（選任方針の明確化、専門会議等を通じた選任等）、独立社外取締役等の**外部目線の活用**等。

「金融・資産運用特区」の概要①（目的・対象地域）

「金融・資産運用特区」の目的

✓「金融・資産運用特区」では、金融サービスや資産運用セクターの発展に向けて、資産運用業の改革にとどまらず、**魅力的なビジネス・生活環境を整備し、金融・資産運用業者を特定地域へ集積**させるとともに、国内外の投資資金を呼び込みながら、**地域の産業・企業が発展しやすい環境を整備**していく。

「金融・資産運用特区」の対象地域

✓ 2024年１月より、金融庁において対象地域や国への提案を募集し、応募のあった以下の４地域すべてを対象地域として決定予定。今後、各地域と協働しながら、着実に取組みを進めていく。

①**北海道・札幌市**　：**GX**に関する資金・人材・情報が集積する金融センターを実現

②**東京都**　：**国際金融センター**としての環境を一層整備し、日本・アジアのサステナブルファイナンスやスタートアップの育成を推進

③**大阪府・大阪市**　：海外投資を呼び込みながら、スタートアップ等による**イノベーション**の実現を推進

④**福岡県・福岡市**　：アジアのゲートウェイとして金融機能を強化し、福岡・九州の**スタートアップ**等を育成

「金融・資産運用特区」の概要②（主な取組み）

○全国措置
●地域限定措置

国の取組み

＜国内外の金融・資産運用業者の集積＞

- ○ 資産運用業における**ミドル・バックオフィス業務の外部委託**の促進
- ● **行政手続の英語対応** ①資産運用業の登録手続等、②開業手続き（商業登記/社会保険/入管関連）
- ● スタートアップへ投資する**外国人投資家向け在留資格**の創設
- ● **外国人銀行口座の開設支援**

＜金融・資産運用業者等による地域の成長産業の育成支援のための環境整備＞

- ● 銀行による**GX関連事業に対する出資規制**の緩和
- ○ 銀行グループの投資専門子会社による**スタートアップ出資規制**の緩和
- ● プロ向けの**ベンチャー・ファンドへ出資可能な投資家に関する規制**の緩和

＜成長産業・企業（GX・DX・スタートアップ等）自体の振興・育成＞

- ○ 水素の社会実装に向けた**圧縮水素の貯蔵上限**の緩和
- ○ **地方公共団体によるデジタル証券**の発行

地域限定の取組み

- ● **自治体における英語対応**の拡充（英語によるワンストップ窓口の整備・拡充、自治体の行政手続きの英語対応）
- ● 国内外の金融・資産運用業者等に対する**税財政面での支援**（地方税の減免、創業・拠点設立に係る補助金等）
- ● **資金の提供者と投資対象先をマッチング**させるための各種支援（ビジネス・マッチングイベントの開催等）

➡ 金融・資産運用業等にとって魅力ある環境の実現に向けて、**自治体・関係省庁との連携の下、継続的に取組みを見直し・拡充**していく。

新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）

○　新興運用業者は、マネジャー個人としては過去の運用実績（トラックレコード）があっても、新たに興した会社としては実績がないため、シードマネーを獲得することが難しいといった指摘がある。

○　**官民が連携して新興運用業者に対する資金供給の円滑化を図る**ための取組を実施。

○　金融機関に、**新興運用業者の積極的な活用**※や、**単に業歴が短いことのみによって排除しない**ことを要請。金融機関等の**取組事例を把握・公表**。

○　アセットオーナー・プリンシプル（後述）において、受益者の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行する観点から、運用委託先の選定における新興運用業者の取扱いについて盛り込む。

○　官民連携の下で、金融機関・アセットオーナーに**新興運用業者を一覧化したリスト（エントリーリスト）**を提供。

○　新興運用業者が**ミドル・バックオフィス業務を外部委託**すること等により、運用に専念できるよう**規制緩和**を実施。

※　複数の金融グループにおいて、独自の新興運用業者促進プログラムを設け、新興運用業者への資金供給の拡大を計画する動きあり。

(参考)金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の概要

我が国資本市場の活性化に向けて、資産運用の高度化・多様化及び企業と投資家の対話の促進を図りつつ、市場の透明性・公正性を確保するため、「**投資運用業**」、「**大量保有報告**」、「**公開買付**」等に関する制度を整備

資産運用の高度化・多様化

新規参入促進を通じた資産運用の高度化・多様化によって、家計を含む投資家へのリターンや企業価値の向上、スタートアップの活性化を図るため、以下の取組を実施

投資運用業者の参入促進

- 投資運用業者から**ミドル・バックオフィス業務**(法令遵守、計理等)**を受託する事業者の任意の登録制度を創設**。当該登録業者に**業務を委託する投資運用業者の登録要件**(人的構成)**を緩和**
- 分業化が進む欧米と同様に、投資運用業者がファンド運営機能(企画・立案)に特化し、様々な運用業者へ運用(投資実行)を委託できるよう、**運用(投資実行)権限の全部委託を可能**とする

非上場有価証券の流通活性化

- スタートアップ等が発行する非上場有価証券の仲介業務への新規参入を促進し、その流通を活性化させるため、非上場有価証券について、
  - プロ投資家(特定投資家)を対象とし、原則として金銭等の預託を受けない場合は、**第一種金融商品取引業の登録要件を緩和**
  - **私設取引システム(PTS)**(注)について、取引規模が限定的な場合は、**認可を要せず**、第一種金融商品取引業の**登録により運営可能**とする

(注)PTS(Proprietary Trading System)とは、電子的技術を活用して取引の仲介サービスを提供する取引システム

企業と投資家の建設的な対話の促進

企業と投資家の建設的な対話の促進によって、中長期的な企業価値の向上を促すため、以下の取組を実施

大量保有報告制度の対象明確化

大量保有報告制度:発行済株式数の5%を超えて上場株式等を保有する場合に開示を求めるもの

- 保有割合の合算対象となる**「共同保有者」の範囲を明確化**(企業支配権等に関しない機関投資家間の継続的でない合意を適用除外として明記)

資本市場の透明性・公正性の確保

資本市場の一層の透明性・公正性を確保すべく、以下の取組を実施

公開買付制度の対象取引の拡大

公開買付制度:一定割合を超える上場株式等の買付けに対し、事前の買付目的等の開示を求め、全株主に平等な売却機会を与えるもの

- 市場外取引だけでなく、**市場内取引(立会内)も適用対象**とする
- **公開買付を要する所有割合**を議決権の3分の1から**30%に引下げ**

アセットオーナーに向けた取組

アセットオーナー・プリンシプル

○　アセットオーナーは、受益者の最善の利益を追求する観点から、運用目的に基づき目標を定め、その実現のために運用委託先を厳しい眼で見極める必要。

○　アセットオーナーの範囲は、公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンドなど幅広く、課題もそれぞれであるが、共通して求められる役割があると考えられる。

○　このため、アセットオーナーに係る共通の原則（**アセットオーナー・プリンシプル**）を本年夏目途に策定。

アセットオーナー	種別	所管省庁	資産規模	実施主体数	スチュワードシップ・コード受入表明
年金積立金管理運用独立行政法人　（GPIF）	年金	厚生労働省	200.1兆円	—	○
国家公務員共済組合連合会　（KKR）	年金	財務省	9.2兆円	—	○
地方公務員共済組合連合会	年金	総務省	28.7兆円	—	○
日本私立学校振興・共済事業団	年金	文部科学省	4.6兆円	—	○
企業年金連合会（PFA）	年金	厚生労働省	12.2兆円	—	○
国民年金基金連合会	年金	厚生労働省	4.6兆円	—	○
企業年金（DB）	年金	厚生労働省	66.2兆円	11,545	62
独立行政法人中小企業基盤整備機構	年金	経済産業省	11.1兆円	—	○
独立行政法人勤労者退職金共済機構	年金	厚生労働省	6.4兆円	—	○
生命保険会社	保険	金融庁	408.3兆円	42	20
損害保険会社	保険	金融庁	29.5兆円	33	4
国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）	大学等	文部科学省	10.0兆円	—	○
国立大学法人・大学等を設置する学校法人	大学等	文部科学省	N/A	N/A	1

アセットオーナー・プリンシプル案の概要

○　アセットオーナーの範囲は、**公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンド**のほか、例えば資産運用を行う**学校法人**など幅広く、その規模や運用資金の性格等は様々。しかしながら、いずれも**受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）**が求められており、これを**実現する上で必要となる共通の原則**として、プリンシプルを定める。

○　原則全てを一律に実施しなければならない訳ではなく、**「コンプライ・オア・エクスプレイン」**の手法を取る。
プリンシプルを受け入れる場合は、所管の関係省庁に表明し、**政府において受入状況を一覧化して公表**する。

＜原則１＞　アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという**運用目的を定め**、適切な手続に基づく意思決定の下、**経済・金融環境等を踏まえつつ**、運用目的に合った**運用目標及び運用方針を定める**べきである。また、これらは**状況変化に応じて適切に見直す**べきである。

＜原則２＞　受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則１の運用目標・運用方針に照らして必要な**人材確保などの体制整備を行い**、その体制を**適切に機能させる**とともに、**知見の補充・充実のために必要な場合**には、**外部知見の活用や外部委託を検討**すべきである。

＜原則３＞　アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から**運用方法の選択を適切に行う**ほか、投資先の分散をはじめとする**リスク管理を適切に行う**べきである。特に、**運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理**しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

＜原則４＞　アセットオーナーは、ステークホルダーへの**説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い**、**ステークホルダーとの対話に役立てる**べきである。

＜原則５＞　アセットオーナーは、**受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり**、自ら又は運用委託先の行動を通じて**スチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべき**である。

※5/22　モルガン・スタンレー主催 Japan Summitにおける総理発言（抄）

「年金や保険、学校法人といったアセットオーナーについても、一層の機能強化に取り組みます。アセットオーナーが受益者に適切な運用成果をもたらすよう、求められる役割を明確化したアセットオーナー・プリンシプルを策定します。６月上旬に案を示し、夏に最終化させます。GPIFや共済組合など、約300兆円を運用する**公的アセットオーナー９主体においては、他のアセットオーナーの参考となるよう、運用力強化に向けた取組方針を、プリンシプル策定後、速やかに公表**します。」

企業年金の改革

資産運用立国実現プラン（2023年12月13日）要旨

○　企業年金は、公的年金の上乗せの給付を保障し、高齢期により豊かな生活を送るための制度として重要な役割を果たしている。また、人への投資の一環としても、その役割は重要。

○　企業年金が、こうした役割を最大限に発揮し、加入者等の利益を最大化するためには、企業年金においても運用力の向上に向けた取組を進めていくことが重要。

○　確定給付企業年金（DB）について、加入者の最善の利益を達成するため、**運用委託先の定期的な評価、必要に応じて運用力次第で委託先を変える**などの見直しを促進

○　小規模DBが**企業年金連合会の共同運用事業**を活用できるよう、**選択肢拡大を含め、事業の発展**等に向けた取組を促進

○　企業型確定拠出年金（DC）において、労使合意に基づき指定運用方法の投資性商品への変更や運用商品の商品構成の改善など**運用方法の適切な選択がなされるよう、指定運用方法や運用商品の構成等に係る情報の見える化**、継続投資教育、**取組事例の横展開**等の取組を促進

○　企業年金（DB・DC）について、厚生労働省が情報を集約・公表することも含めて、運用状況等を含む情報の**他社と比較できる見える化**を行う

（参考）企業型確定拠出年金（DC）の運用商品の状況

○　企業型DC加入者が指図する運用商品について、元本確保型（預貯金・保険）のみで運用している者の割合は依然として約3割に上る。

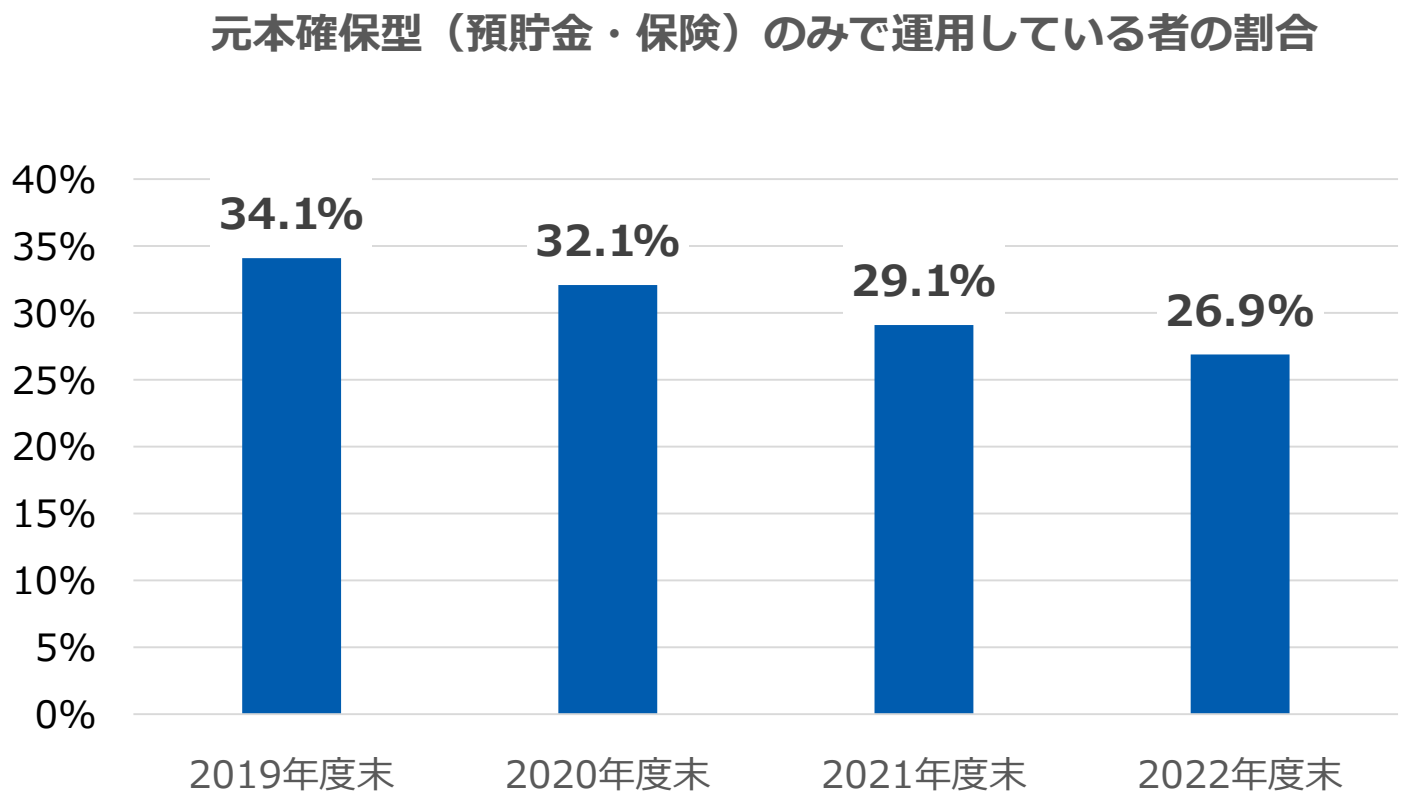

（出所）運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料（2023年3月末）」

成長資金の供給と運用対象の多様化、情報発信

成長資金の供給と運用対象の多様化、情報発信

成長資金の供給と運用対象の多様化

○ **スタートアップ企業等への成長資金の供給の促進**

- ベンチャーキャピタル向けのプリンシプルの策定
- 投資型クラウドファンディングに係る規制緩和
- 非上場有価証券の流通を促進するための規制緩和　など

○ **オルタナティブ投資やサステナブル投資などを含めた運用対象の多様化**

- 投資信託への非上場株式の組入れを可能とする
- 資産運用会社や有識者等の多様な関係者による対話の場である、「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」を開催　など

対外情報発信・コミュニケーションの強化

○ 世界の投資家等と対話を行い、ニーズを把握し、これに沿った形で資産運用業の改革を進めていくため、内外の資産運用会社を中心に、関係事業者や投資家等と連携しつつ、**資産運用フォーラムを立ち上げ**。そのための**準備委員会を2023年内に設立**。

2024年のJapan Weeksと資産運用フォーラムの立ち上げ

○　2023年に初めて開催したJapan Weeksには、国内外から延べ１万人超が参加。

○　昨年に続き２回目の開催となる2024年のJapan Weeksは、9/30－10/4をコアウィークとし、この前後週に関係団体が開催するイベントも包含する形で開催。

○　資産運用立国の取組を内外の関係事業者のニーズに沿って進めるための対話等の場として、国内外の資産運用会社等が参加する「資産運用フォーラム」の立ち上げを、準備委員会において検討中。

○　Japan Weeksの期間中、10/3に東京において「資産運用フォーラム」の立ち上げイベントを開催予定。「資産運用立国実現プラン」に関する意見交換に加え、新興運用業者やサステナブルファイナンスの促進などが議論される見込み。

JAPAN WEEKS 2024 Core week MON 9/30 10/4 FRI

https://www.fsa.go.jp/internationalfinancialcenter/lp/japanweeks2024/

”こうした改革を、世界の投資家の皆様と対話を行いながら進めていくため、本年秋に２回目となる「**Japan Weeks**」を開催し、その中で「**資産運用フォーラム**」を立ち上げるべく、準備を進めています。本日ご参加の皆様とも、秋に東京でお会いできることを楽しみにしております。”

第13回「日本証券サミット」
（2024年3月6日）

（参考）Japan Weeksの開催（2023年9月～10月）

○　資産運用立国や国際金融センターの実現に向けたJapan Weeksを2023年9月25日から10月6日に開催。海外の投資家や資産運用会社等を集中的に日本に招致し、多くのイベントを開催。

○　資産運用立国の実現に向けた新たな施策を表明したほか、日本での資産運用の課題や政府への期待について意見を収集。

10月6日、岸田総理とグローバル投資家のラウンドテーブルの様子。

（参考）ラウンドテーブルの参加者一覧

＜海外アセットオーナー＞

杉本 健 駐日代表	シンガポール政府投資公社 (星の政府系投資機関)
ガーネム・アル・ガーニマン マネージングディレクター	クウェート投資庁 (クウェートの政府系投資機関)
カルロ・トラバットーニ 資産運用CEO	ゼネラリ (イタリアの保険会社)
ハワード・リー 副CEO	香港金融管理局 (香港の金融当局)
ヤジード・アルフミード 副総裁	パブリック・インベストメント・ファンド (サウジの政府系投資機関)
マンスール・ビン・エブラヒム・アル・マフムード CEO	カタール投資庁 (カタールの政府系投資機関)
ワリード・アル・ムハイリ 副グループCEO	ムバダラ (UAEの政府系投資機関)
ディルハン・サンドラセガラ CEO	テマセク (星の政府系投資機関)
ソンホ・ジン CEO	韓国投資公社 (韓国の政府系投資機関)
ラファエル・アーント CEO	フューチャー・ファンド (豪の政府系投資機関)
ジャグディープ・バチャー CIO	カリフォルニア大学理事会
進藤 達 CIO	国連合同職員年金基金
ヘレン・ディーン CEO	NEST (英国の年金基金)

＜海外アセットマネージャー＞

ラリー・D・フィンク CEO	ブラックロック (米)
重富 隆介 日本CEO	ブラックストーン (米)
神田 有宏 日本CEO	ブルックフィールド　(カナダ)
ベレナ・リム アジアCEO	マッコーリー (豪)
スコット・C・ナトール 共同CEO	KKR (米)
アデバヨ・オグンレシ CEO	グローバル・インフラストラクチャー・パートナーズ (米)
アレクス・クリス 新規調達グローバルヘッド	ジェネラル・アトランティック (米)
ブルーノ・デ・パンペロンヌ 投資顧問会長	ティケオー・キャピタル　(仏)

＜本邦機関＞

植田 栄治 理事長	年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF)
高倉 透 取締役	三井住友トラスト・ホールディングス
亀澤 宏規　代表執行役社長　グループCEO	三菱UFJフィナンシャルグループ
清水 博代表取締役社長	日本生命
稲垣 精二 取締役会長	第一生命
髙島 誠 取締役会長	三井住友銀行

（参考）「グローバル投資家とのラウンドテーブル」（2023年10月6日）

＜意見交換における主な発言＞

- ここまで金融改革が日本で盛り上がった記憶は未だかつてなく、日本政府の力強いコミットメントを感じることができた。
- 日本経済のファンダメンタルの良さを信頼している。政策の安定性、投資家フレンドリーな投資環境、大きな実体経済などである。
- 日本の力強く持続可能な成長がキーポイントだと考えている。マーケットのファンダメンタルに加えて、金融関連の改革が後押しになっている。低金利、政治的安定性、豊富な顧客ベースといった魅力がある。
- 日本のマーケットへの魅力は数点感じている：①上場株式で割安に放置されているブルーチップ（優良銘柄）の存在や株主価値向上施策などへの期待、②Private Equity（PE）市場（AI、量子コンピューター、バイオテックなど）、③低金利のためレバレッジ投資ができる不動産市場（ロジスティック、データセンター）、④インフラ（再生エネルギー、カーボンニュートラル）。2050年のカーボンニュートラルに向けた長期的なロードマップが示されており、大変魅力的である。
- 日本政府及び業界の取組には大変感謝をしている。コーポレートガバナンスの改革も素晴らしく、ポジティブな結果が出ている。我々グローバルな投資家もこれらをポジティブに受け止めている。GXも日本の会社は競争力がある。Private Equity市場にも改革を感じている。特にライフサイエンス、バイオテクノロジー、ロボティクスなどの分野で成長が続いている。是非とも今後とも日本とのパートナーシップを強化していきたい。
- 歴史が繰り返されているのは明らかであり、日本は今、驚異的な経済的変貌を遂げようとしている。そしてそこには、1980年代の奇跡の響きがある。私は、総理がこの大転換を導いたことを大いに称賛する。だからこそ、この部屋には世界有数の投資家が集まっている。彼らは、日本経済を活性化させるための総理の偉大な取組に参加したいと考えている。なぜなら、この変革に参加することは、最終的に、当社やこの国に利益をもたらすだけではないことを知っているからだ。この変革に参加することは、我々を信頼して経済的目的を達成しようとしている、何百万人もの人を助けることにもなる。日本の長い歴史における有望な次章に、誰もが参加できる方法を見つけることを非常に楽しみにしている。

参考記事①

米ブラックロック　CEO（ラリー・フィンク氏）のワシントンポスト・インタビュー（2月8日）の要旨

- NISA等に関連する新しい政策によって、資産運用業界はこれまで預貯金に眠っていた巨額の資金を改革し、資本市場、日本の株式市場に投資しようとしている。これは大きな変化である。

- 日本政府は新たな改革を行っている。株式市場は上昇している。子供たちの将来が過去30年間よりも良くなることを期待する人が増えてきている。私は、ほとんどの投資家が投資を続け、長期的な設定で投資し、貯蓄を長期的な投資に変えていくと信じている。これは非常に重要なことだと思う。

- そしてこれは、日本に新たな希望が生まれつつあることを示す大きな指標でもある。そしてこの希望は、より大胆で大きな資本市場へと変化していくだろう。より大胆で大きな資本市場を持つことで、日本企業はグローバルな競争力を高めることができる。株価収益率が高いほど、日本企業の業績は向上する。私はこうした日本の改革についてかなり楽観的である。そしてこの改革は、日本に入ってくる海外の投資家に新たな機会を与えている。

- 昨年10月、ブラックロックは、日本政府とともに、日本を知るために海外の投資家グループを日本に招いた。これらの投資家のほとんどは、日本への投資をあまりしたことがなかった。彼らは多くの場合、日本は長期的な貯蓄先としてふさわしくないとして敬遠していた。しかし投資家たちは、日本への投資に対して、より多くの熱意とはるかに大きな自信を深めて帰っていった。私たちはこれを2023年に目の当たりにし、2024年にも目にし始めている。海外からの投資家が日本に戻ってくるのを目の当たりにしている。私は、これが今後数年間の基礎になると信じている。これは日本のルネッサンスだ。

- グローバル化の再構築を見ると、中国では国際投資からの資金流出が始まっている。日本は、このようなグローバルなフローの再構築における目的地のひとつである。特に日本が、生産性を向上させGDPを押し上げる、AIやロボット工学の加速化するトレンドに適応し、これが個人投資家によるNISA口座への投資を強化することで、この傾向が今後数年にわたり続き、また個人投資家は、投資の長期的に前向きなトレンドを目の当たりにすると信じている。

（出所）「Japan: Prime Investment with Rapid Transforming」, The Washington Post （2024年2月8日）

参考記事②

米KKR 共同CEO（スコット・ナトール氏, ジョセフ・ベイ氏）のワシントンポスト・インタビュー（2月8日）の要旨

- 日本には急成長しているテクノロジー産業があるだけでなく、日本の家庭は伝統的に資産運用に抵抗があり、資産を現金や銀行口座に保管しておくことを好んできた。日本には未実現の経済的機会が膨大に存在している。

- 日本がある種の経済的なルネッサンスを経験していると考えている。岸田総理のもとでモメンタムを増している、上場企業に焦点を当てて進行中のコーポレート・ガバナンス改革についても、肯定的な見方をしている。

- 米国のコングロマリットがコアビジネスに集中し始めた70年代から80年代に経験した変化（と現在の日本）には、多くの類似点がある。日本企業はグローバル市場で競争するための大きな可能性を秘めている。

- 外資系資産運用会社への市場開放は、個人を含むすべての関係者に利益をもたらすはずである。資産運用立国に関する政策は、消費者への長年の利益相反に対処するもの。今日まで、日本の既存の資産運用会社の多くは銀行や証券会社の関連会社であった。これは、投資に関する客観的で独立したアドバイスにアクセスしたい消費者にとっては障害となりうる。時間をかけて、日本の資産運用会社は、日本の消費者が期待するリターンを提供するために、そのアプローチを根本的に見直す必要がある。

- 日本が徐々に持続可能なインフレへの経路に移行しつつあり、（日本銀行が）ゼロ金利政策の終了を検討している今、日本の個人投資家は退職後の貯蓄を守るために、全く新しい資産運用方法を受け入れる必要がある。すなわち、アセットマネジャーと協働して、現金から、様々なリスクプロファイルに対応した、よりリターンの高い資産クラスに移行する必要がある。

- 新しい政策は競争環境に新たな選択肢を加えることで消費者に利益をもたらすだけでなく、日本国内の既存の投資業界を刺激し、発展させるものだと期待している。

- 日本には数兆ドル規模のビジネスチャンスがある。日本がグローバルなステージで資産運用の目的地としてますます目立つ中、市場、文化、投資家の考え方を深く理解する資産運用会社には重要な役割を果たす用意がある。

（出所）「Investment opportunity: international asset management companies poised to unlock Japan’s ‘economic renaissance’」, The Washington Post （2024年2月7日）

参考記事③

米キャピタル・グループCEO（マイク・ギトリン氏）の日本経済新聞インタビュー（2月27日）の要旨

- （日本の株価上昇をどうみていますか。）我々は日本企業の変化を目の当たりにしている。ガバナンスを改革し株主の声に耳を傾ける経営に変わってきた。事業を再構築し、配当や自社株買いを増やしている。経営トップに女性が登場するなど多様化も進んでいる。働き手の転職意欲の高まりも変化だ。これらすべてが実現し日本株が押し上げられている。

- （長期低迷の30年をどう振り返りますか。）過去30年、海外投資家は日本が変わると信じて投資するたびに失望してきた。しかし今回は違う。企業行動の変化は本物で、この先も持続していくだろう。世界の競合と比べて10年前、20年前よりずっと日本企業が注目されている。

- （キャピタルとして投資したい日本企業は。）すべての企業が変化しているわけではない。投資先選びで重要なのは特定の業種ではなく、個々の企業の経営者だ。変化を常に望み、株主価値を高める意欲をもつ経営者かどうかをみる。だからこそ当社は東京拠点に投資のプロを置き、経営者と面談している。

- （日本でのビジネス機会をどう考えますか。）投資に対する家計の意識は変わっていくだろう。インフレとNISA（少額投資非課税制度）の2つが大きい。インフレ下で現金のままでは購買力を失う。資産運用が大事で、NISAがそれを後押しする。

- 長期の資産形成で『TSUMITATE（つみたて）』は重要だ。当社は中堅・中小企業向けやファイナンシャルプランナー支援に力を入れる。単に商品を売るのではなく、顧客の資産構成や相続、保険など様々な場面で貢献したい。

- 「歴史的に、選挙結果で売買することは得策ではない。大事なのは（結果にかかわらず）投資を継続することだ。当社は今後20年で、株式で年率7%程度、債券で同4～4.5%のリターンを想定した長期的視野の投資にのぞんでいる」

（出所）日本経済新聞2024年2月27日 2:00〈日経平均最高値 株高の先に〉日本企業の変化は本物 米キャピタル・グループ社長兼CEOマイク・ギトリン氏　米景気、深刻な不況はない

資産運用立国実現プラン（2023年12月）　主な施策の進捗状況と今後の予定

資産運用業の改革

① 大手金融グループにおける運用力向上等のためのプランの策定・公表	● これまでに16のグループ等がプランを公表
② 金融・資産運用特区の創設	● 北海道・札幌市、東京都、大阪府・市、福岡県・市を特区の対象地域として決定。 ● 国や地域の取組み等を盛り込んだ「金融・資産運用特区実現パッケージ」を公表（6/4）。
③ 新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）の実施	● 複数の金融グループが新興運用業者への資金供給拡大を表明 ● 新規参入促進に向け、規制緩和等を行うための改正法が成立（5/15） ※ 運用業者のミドル・バックオフィス業務の外部委託等による規制緩和。

アセットオーナーシップの改革

④ アセットオーナーに係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）の策定	● 第４回アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会を開催し、アセットオーナー・プリンシプル案を議論（6/3）。 ● パブコメを経て今夏に最終化。
⑤ 企業年金の改革（運用力の向上、加入者のための運用の見える化の充実など）	● 厚労省審議会等にて具体策を議論。「見える化」の具体策等については、次期年金制度改正に関する結論と併せて（本年末）結論を得る予定。

対外情報発信・コミュニケーションの強化

⑥（世界の資産運用会社等のニーズに沿って改革を進めていくための）資産運用フォーラムの立ち上げ	● フォーラムの活動内容等を検討するための準備委員会を設立（昨年12月） ● 本年秋に「Japan Weeks」を開催し、その中で「資産運用フォーラム」を立ち上げるべく、準備　※ Japan Weeksのコアウィーク：9/30～10/4

日本投資顧問業協会と投資信託協会の統合の検討開始について

○　2024年１月、日本投資顧問業協会と投資信託協会が、資産運用立国の実現に向けた様々な施策が示される中で、資産運用会社の社会的使命や目指すべき姿を実現し、国民の資産形成に貢献するため、両協会の統合を軸に検討を始める旨、公表。

2024 年 1 月 24 日

各　位

一般社団法人日本投資顧問業協会

資産運用立国の実現に向けた今後の進め方について

当協会と一般社団法人投資信託協会は、資産運用立国の実現に向けた様々な施策が示される中で、両協会会員の総意で採択した「資産運用業宣言 2020」で掲げた資産運用会社の社会的使命や目指すべき姿を実現し、国民の皆様の資産形成に貢献するため、両協会の統合を軸に検討を始めることとしました。

以　上

令和 6 年 1 月 24 日

各　位

一般社団法人投資信託協会

資産運用立国の実現に向けた今後の進め方について

本会と一般社団法人日本投資顧問業協会は、資産運用立国の実現に向けた様々な施策が示される中で、両協会会員の総意で採択した「資産運用業宣言 2020」で掲げた資産運用会社の社会的使命や目指すべき姿を実現し、国民の皆様の資産形成に貢献するため、両協会の統合を軸に検討を始めることとしました。

以　上

ご清聴ありがとうございました。

金融庁公式X（旧Twitter）のご紹介

- 金融庁では、ウェブサイトだけでなく金融庁日英公式X（旧Twitter）においてもタイムリーな情報発信を行っています。
- 是非フォローいただき、最新の情報をご確認ください。

日本語公式アカウント

https://x.com/fsa_JAPAN

英語公式アカウント

https://x.com/JFSA_en